

〔前 提〕

三宅島の火山活動は、全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性がありますと考えられますが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られません。
(平成16年6月30日発表、火山噴火予知連絡会統一見解)

〔村民の状況〕

- 1 意向調査では、火山ガスのリスクを受容しても帰島したいとの意向が回答の約7割
- 2 村民は、ほぼ4年にわたる避難生活で精神的、経済的負担が限界にきている。

〔基本的な考え方〕

基本的な考え方は『火山ガスとの共生』

- 1 帰島は、村民個々の自己責任に基づく判断
- 2 村は、火山ガスの監視・観測、情報伝達、避難体制の整備、健康管理・医療体制の確保を実施
- 3 村は、村民の安全確保に必要な事項を規定するため、新たに条例を制定
- 4 火口周辺・高濃度地区等は、立ち入り禁止、居住制限等を村条例で規定
 - ・高濃度地区は、薄木、粟辺、三池、沖ヶ平、御子敷の5集落を含む2地域を想定
 - ・高濃度地区内と想定される空港、港湾、村役場等の施設は例外的使用に限定
- 5 三宅島帰島プログラム準備検討会報告の着実な推進

高濃度地区、規制等及び条例の具体化については、今後、専門家の意見を聞いたうえで決定

〔避難指示の解除〕

平成17年2月に災害対策基本法第60条第4項に基づく避難指示の解除
具体的日時は、島内整備の進行状況により概ね1ヶ月前に公表

〔今後の取り組み〕

〔帰島対策本部の設置等〕

- 1 方針決定後、避難指示解除までに帰島のための準備をする
- 2 方針決定後、村は、直ちに都庁内に「帰島対策本部」を設置、三宅島に「現地対策本部」を設置
- 3 総合相談窓口を設置
- 4 高濃度地区内にある村役場は臨時庁舎を設置

〔安全確保対策〕

- 1 健康管理
 - ・中央診療所の復旧など、医療体制の整備
 - ・健康診断とリスクコミュニケーションを実施
 - ・高感受性者は、島内の受け入れ体制を見ながら帰島
 - ・健康診断終了後、帰島意思の最終確認
 - ・一般観光客等には、三宅島の現状と安全確保についての周知徹底
- 2 安全確保マニュアルを作成

〔受け入れ準備〕

- 1 世帯別の詳細調査を実施
- 2 商店、金融機関、民宿等は早い段階において整備
- 3 建築資材の搬入、業者等の受け入れ態勢を整備
- 4 村と東京都三宅支庁が協力して夜間避難訓練を実施
- 5 高濃度地区居住者の住宅確保

〔村民の引越し＝本格帰島期〕

- 1 避難指示解除の日から概ね3ヶ月以内に島内への引越しを完了
- 2 「引越し計画」を策定
- 3 引越し期間中について、都営住宅への継続入居の配慮を東京都等関係機関に要請
- 4 特別の事情があるために本格帰島期間に帰島できない村民についても同様の要請
- 5 一般観光客等の三宅島への入島受け入れは、一般村民の帰島後（本格帰島期後）を予定

〔教育・福祉関係施設の再開〕

- 1 小中学校に当面、三宅小・中学校各1校で4月に再開
- 2 保育園は当面、みやげ保育園1園を避難指示解除時に再開
- 3 小中学校、保育園等には一時的避難が可能な脱硫機能を整備
- 4 特別養護老人ホームの再開は、「社会福祉法人あじさいの里」と協議し、早期再開を目指す

〔生活の再建〕

- 1 村営住宅の復旧・整備等、住宅確保の支援
- 2 産業・雇用対策の実施
- 3 家屋解体がれき、廃自動車、廃家電品等災害廃棄物の適正処理

〔帰島計画〕

この方針に基づく具体的な事項は、本年8月末を目途に策定する「三宅村帰島計画」で定める